

○財務省告示第四十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年一月三十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年二月十三日
財務大臣 麻生 太郎

- | | | |
|---|---------|--|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（四十年）（第十一回） |
| 二 | 発行の根拠 | 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項 |
| 三 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 四 | 発行方法 | 入札による発行 |
| 五 | 募入決定の方法 | 各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。 |
| 六 | 発行額 | 額面金額で三千九百九十五億円のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債に十六億四百万円、特別会計の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千 |

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
三 大 銀
十 臣 行
一 か
年 ら
一 通
月 知
三 を
十 受
日 け
た
者